

第三十一次回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第十三号

昭和三十四年二月二十五日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 齋藤 彌三君

理事 渡邊 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 吉田 重延君 理事 阪上 安太郎君

理事 門司 亮君 理事 安井 吉典君

相川 勝六君 天野 光晴君

飯塚 定輔君 加藤 精三君

田中 榮一君 津島 文治君

富田 健治君 山崎 巖君

太田 一夫君 佐野 憲治君

下平 正一君 北條 秀一君

出席國務大臣

國務大臣 青木 正君

出席政府委員

国家消防本部長 鈴木 琢二君

總理府事務官 (国家消防本部) 横山 和夫君

總理府事務官 (自治庁財政局) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

總理府事務官 (自治庁財政局) 山野 幸吉君

厚生技官 (公衆衛生局) 聖成 稔君

環境衛生部長

二月二十三日

質屋営業法の一部改正に関する請願

(今松治郎君紹介)(第一六四九号)

木曾岬村の愛知県編入に関する請願

(丹羽兵助君紹介)(第一六七三三号)

同(太田一夫君紹介)(第一七〇七号)

地方財政措置拡充強化に関する請願

(龜山孝一君紹介)(第一七〇八号)

大規模償却資産に対する固定資産税

課税の改正に関する請願(北條秀一

君紹介)(第一七〇九号)

同(安井吉典君紹介)(第一七一〇

号)

は本委員会に付託された。

二月二十三日

地方財政の再建等のための公共事業

に係る国庫負担等の臨時特例に關す

る法律の有效期間延長に関する陳情

(書)福井県議會議長山崎正一(第三

五一号)

同(長崎県議會議長水頭欽一)(第四

〇三三三)

消防行政確立に関する陳情書(福井

県議會議長山崎正一)(第三五二二)

同(大阪府議會議長辰巳佐太郎外八

名)(第三七九号)

地方交付税率引上げ等に関する陳情

書(神戸市議會議長渡辺軍司外十九

名)(第三九八号)

地方税法の一部改正に関する陳情書

(神戸市議會議長渡辺軍司外十九名)

(第三九九号)

地方税の減税に伴う減収額国庫負担

等に関する陳情書(全国知事会会長

井誠一郎)(第四〇〇号)

町村税財政制度確立に関する陳情書

(全国町村議會議長会長須川勝造)

(第四〇一)

都道府県の財源調整に関する陳情書

(長崎県議會議長水頭欽一)(第四〇

二二)

新町村建設促進に関する陳情書(全

国町村議會議長会長須川勝造)(第四

〇四四)

警察駐在所等施設に対する財源措置

に関する陳情書(神戸市議會議長渡

辺軍司外十九名)(第四〇五号)

交通信号機設置に対する国庫補助増

額に関する陳情書(香川県議會議長

大久保雅彦)(第四三五五)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

公營企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一四九号)

消防組織法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一八号)

地方財政に関する件

〇鈴木委員 これより會議を開きま

す。

公營企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案を議題として審査を進めま

す。

質疑に入ります。質疑の通告があり

ますのでこれを許します。渡邊元三郎

君。

〇渡邊委員 このたび公營企業金融公

庫に對しまして、出資金が五億ふえた

のでございまして、この五億の出資金

の増加によりまして、公營企業金融公

庫の運営状況がどの程度改善されます

や、この出資金増加に対する運営の方

針等について御説明願わりたいと思

います。

〇山野説明員 明年度公營企業金融公

庫に對しまして五億圓の出資があるの

です。

でございますが、これによりまして公

庫は、既定の公庫債百億圓のワケのは

かに、五億圓を長期貸付に回すことが

できるのでございまして、昨年度の公

庫債の発行額は八十億でございした

が、明年度は約百億近くの方が発行で

きるようになるのでございまして。従

まして、貸付額が約二十億圓程度増加

するわけでございまして。それに伴いま

し、出資金については、まるまるその貸

付金について公庫の経営上プラスにな

るわけでございまして、公庫の業務運

営上非常に楽になっていくわけでござ

います。なお、具体的な数字につきま

しては、この前資料で損益計算書その

他につきまして御配付申し上げた内容

等によって御承知をお願いしたいと思います。

〇渡邊委員 大体了承できたのでござ

いますが、なお、従来から問題になっ

ております市町村が従来持つておりま

す高利の公庫債に対する借りかえとい

うような問題が残っておりますが、明

年度の運営によりまして、これを低利

の公營企業債と切りかえしていただく

ということが実行に移されるかどうか、

この点一つ……。

〇山野説明員 今年度、三十三年度に

おきましては、先ほど申し上げました

ように、公庫債の発行額が八十億で

ございましたので、低利の借りかえま

ではできなかったものでございまして。明

年度におきましては、公庫債発行額も

ふえましたし、新たに貸付も得ました

ので、できるだけ既発行の高利債の低

利借りかえ等についても公庫で引き受

けていきたいと考えています。

利借りかえ等についても公庫で引き受

けていきたいと考えています。

〇渡邊委員 なお町村の長期資金の利

用の中で、現在町村合併等によって急

激に面積が増加した公有林の経営の問

題について、当然これには長期債が必

要とされるのではないかと。われわれ

も、それについては予算編成等を通じ

て鋭意努力して参つたのであります

が、予算をながめると、この分は農

林漁業金融公庫に出されておるので

ございまして、私たちが、本来町村の長

期債を取り扱う機関といたしまして

は、公營企業金融公庫が扱うのが至当

ではないかと、このように考えておる

のでございまして、この問題につい

て、政府当局内においていろいろ調整

されておると聞いておるのですけれど

も、いかなる状態にあるか、また将来

これをどのように調整されんとする

か、その御方針等についてこの際特

にお聞かせ願いたい。

〇青木國務大臣 お話しの問題につ

きましては、私どもとしても、でき得る

ならば、地方公共団体の仕事でありま

すので公營企業金融公庫においてこれ

を取り扱うのが本来の筋であると考え

ておるのであります。ところが御承知

のように、一方の考え方におきまして

は、林業というものが農林漁業関係で

ありますので、そういうことから予算

編成に当りましては、お話しのように

農林漁業金融公庫の方にその資金が

いたのであります。これも一つの考え

方でありまして、しかしながら、私

どもの立場に立つて実際に運営いたし

ますのに、やはりこれは公営企業金融公庫で扱うことが最も適当ではないか、こういう考え方に立って、現在なお関係方面といろいろ折衝いたしておるのではありませんか、私どもは、できるだけわれわれの考え方が実現するように今後も懸命の努力を続けたい、かように考えておる次第であります。交渉のいきさつにつきましては、奥野局長から説明いたさせます。

○奥野政府委員 公有林整備のための地方債は、現在起債の対象になっておりませんので、起債を認めます場合には、地方財政法施行令を改正いたしまして公営企業に準ずる扱いにしなければならぬわけでありまして、しかしながら、そういうふうに制度改正をして、ぜひ低利長期の資金を公有林の整備資金に充てたいということで、関係町村の方々、さらに農林省の林野庁、私たちが方々ともどもに相談をいたしまして、一つの案をもつて大蔵省に公営企業金融公庫へのそのための出資金の増額を求めて参つたわけでありまして、それにもかかわらず、予算を決定いたしました最終段階になりましたから、突如として、そういうような事は農林漁業金融公庫にやらした方が、同公庫は経験も豊富だし、円滑にいくのではなからうかというような考え方も出て参つたわけでありまして、そういうようなところから結局、農林漁業金融公庫に對しまして、公有林であると民有林であるとを問はず、造林資金を融通するといふようなことで出資が行われたのであります。同時に、現在造林につきましてもは国から補助がなされております。予算説明によりましますと、国の補助にかえて二万七千歩を融資対

象にするのだ、こううたわれておるわけでありまして、その際に、農林漁業金融公庫が果して市町村に融資することのできるかどうか、これが当時も問題になっておつたのであります。農林漁業金融公庫から融資させるべきかどうかを論ずる人においても、かなり疑問があつたのであります。しかし、その場合には農林漁業金融公庫から森林組合に融資をする、市町村はその造林分を森林組合に委託すればよろしいじゃないか、こういう強い意見もあつた、こういう経緯があります。

私どもは、農林漁業金融公庫の設立の趣旨なり、あるいはその後の運営なりの、あるいは公営企業金融公庫というものがすでに設立されているというような状態をあらわす考えと、農林漁業金融公庫から市町村への融資はできない、またすべきものではない。市町村への公営企業整備のための資金でありましますならば、公営企業金融公庫というものが設けられておるわけでありまして、これを通じて融資すべきであるから、これを通じて融資すべきであるという考え方を持っておるわけでありまします。そこで農林省との間で、当初はその仕事だけを公営企業金融公庫でやつたらいかがなものだろう、こういう考え方も持っておつたわけでありまして、農林省としては、予算折衝のいきさつもあるから農林漁業金融公庫からやらせたい。こういう考え方がございまして、同時にまた私たちが村への融資はできないと考えておるわけでありまして、そのようなものについては委託を受けてもやれないんじゃないか、こう思つたわけござい

す。そういう事情でもございまして、やはり公営企業金融公庫が直接造林資金を市町村へ融資できるような方向へ持っていきたいということで、政府部内でも話を始めておるわけでありまして、しかしながら、ことし中に解決するかどうか、なかなかむずかしい問題ではないかというふうに心配をいたしておりました。

私たちが、農林漁業金融公庫から市町村へ融資できないと考えておりますのは、農林漁業金融公庫法の第一条に、農林漁業者に對しまして、農林中央金庫その他一般の金融機関が融資を困難とするものについて融資をするのだと書いてあります。果して市町村が農林漁業者といふものに該当するかどうか、かりに相当な林地を持っておるか、かりに造林をやつておるか、一般の林業家が営利的に林業経営をやつておるのではなくて、あるいは治山治水の問題あるいはまた国有財産の造成の問題と連つた系統から林業を経営しておる、こういう気持を持っておるわけございまして、農林漁業者に該当する市町村があるかどうか、これが一つの問題であります。それは別といたしましても、農林中央金庫その他一般の金融機関が融資を困難とするといふものには該当しないじゃないか。市町村は起債の許可を受けなければ融資を受けることができません。起債を許可しましたものにつきましては当然融資が行われていくものだ、従来の例もそうでありまして、融資の行えないようなものは第一起債の許可をいたしません。また起債の許可もできないような財政状態に陥りました市町村におきましては、あるいは再建整備計画を立てさせま

すとか、国民全体の重要な任務を負つておるわけございまして、当然健全な運営ができるように、国全体として配慮していかなければならない性格の団体でございまして、融資を困難とするものの中に入らないと思つております。いわんや公営企業金融公庫といふものが設立されました今日においては、当然そういうものは公営企業金融公庫から融資できるわけでありまして、一そう融資を困難とするものには該当しない、こう思つておるわけございまして、また設立の沿革からも、市町村を融資対象にするといふことは考へられておりませんし、また融資されたこともないわけでありまして、もしかりに農林漁業金融公庫は市町村へ融資できるんだといふことにいたしました参りますと、公営企業金融公庫ができておるに、これは電気事業のための融資だ、これは電気事業のための融資だといふようなことから、いろいろな金融機関があるわけございまして、政府関係の金融機関がばらばらに市町村に融資することになって参りますと、融資を受ける市町村も困つてしまふまい。また公営企業金融公庫設立の趣旨も没却されてしまふことになるわけでありまして、そういう先例も開くことは誠に慎んでいきたい、こういう気持も強く持っておるわけでありま

す。そういうことで、この間の事情は、公有林整備のための整備資金を得ようとして一緒に努力して参りました全国町村会の会長や事務局長にも伝えられております。そうしてやはり筋の通つた道を歩んで造林資金が適実な確保されるように努力していく。場合によつては、あるいは一年待たなければなら

ないかもしれない。その場合には、どうしてもいけないところは、あるいは森林組合に事務を委託する、起債の裏をいくようなことになるのかもしれないけれども、やはり公営企業金融公庫を通じて造林資金を確保できるように努力していきたい、こういう話し合いをいたしておるわけでありまして、農林省、大蔵省、三者で今後も話し合いを続けていきまして努力をいたしたい、かように考えておるわけでありま

○渡海委員 ただいまの大蔵並びに局長の御意見、われわれも全く同感でございます。農林漁業金融公庫といふものは農林業であるから、町村であつてもこれに融資すべきでないかという議論が對しましては、本来の金融というものが、一般法人と町村とはおのづから性格が異なるものでございまして、私は当然これを取り扱つておるところの公営企業金融公庫で行うという方針こそ筋の通つたものではなからうか、このように考えるのでございまして、せっかく御努力を賜つていただき、そのような方向を実現していただき、特にこの便法をいたしまして、森林組合に委託をして道を開くといふようなことは、あくまでも便法でございまして、このような方法よりも本来の道に返つて町村そのものに起債の道を開くといふように講じていただきたい、かように考えるのでございまして、また単に林業のみでなく、現在農林漁業金融関係でも、融資すべき農業に関するものを多数持つておるのでございまして、これらに對しても現在行われてないのでございまして、この点林業の

みを対象として、農林漁業金融公庫から町村に起債の道を開こうとするようなことは、従来の過程に照らしても少し無理があるのではないかと、かように考へておるのであります。しかしながら、各公有林野を持つております市町村がこの資金を必要とするということは、各市町村からの熾烈な陳情その他におきましてもこれは事実でございます。政府も、このために特に補助にかえまして二万七千歩を融資対象とするという点につきましては、同意をいたしておるのでございまして、この道は明年度において必ず開いていただきたい、かように考へるのでございまして、その際筋を通して、公営企業金融公庫がこの融資ができますように、何とぞ格段の努力をされんことを強く要望いたしまして、私の質問を終らしていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 他に御質疑はありますか。――別に御質疑もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終局することといたします。次に討論に入る順序であります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○鈴木委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成並びに提出手続等につきましては、先例によって委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 次に、地方財政に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 前回の委員会におきまして、今問題になっております尿尿処理施設の方式について自治庁側の御意見を伺ったのでありますが、その場合の御答弁によりまして、結局現段階においては、単独事業として起債をつけることは自治庁としてやぶさかではないが、しかし補助事業としてこれに起債をつけるということについては、厚生省の方で化学処理方式については技術的な安全性というものがお確認できないので、そういうわけにはいかないという意味の答弁を私は承わったのであります。きょうは一つ厚生省側のこの点についての御意見を承わりたいと思います。

率直に言つて、一体なぜ化学処理方式を補助事業として認めることができないのかということになりますと、これはすでにわかっている問題であります。厚生省の方ではいまだに技術的な安全性というものを認められない、こういうことだと私は思ふのであります。そこで、これらの化学方式に対して厚生省が在来とってきたところの研究の経緯あるいは指導、そういうものについてどういふことをやってこられたか、一つこの機会に御発表いただきたいと思ひます。

○聖成説明員 尿尿の処理問題が御案内のように非常に深刻になって参りまして、いわゆる農村還元が行き詰ま

て参りましたので、各都市でも非常に困つておることは御案内の通りでございます。そこで私どもの方針をいたしましては二つの基本的な方式を考へておるわけであります。一つは、下水道計画のある都市につきましては、下水道の終末処理場を設置することによりまして逐次便所の水洗化をはかつてこれによる処理をいたしていく。一方下水道計画のない都市につきましては、陸上処理施設を作つて、清掃法に基づいて都市が収集いたしました尿尿をここに運搬いたしました。この施設に投入して処理をする。こういう基本的な方式でございます。

そこで、その処理施設は従来尿尿消化学槽を補助の対象として取り上げておるわけでございしますが、ただいま阪上先生から御指摘のございましたように、昨今この問題が非常に大きなやがまし問題になって参つておりますので、薬剤を混入いたしました処理するいわゆる化学処理方式でありますとか、あるいはまた遠心分離方式であるとか、あるいはまた好気性菌の培養による処理であるとか、いろいろな方法があるからとから各方面で考案されてきています。そういう実情にあるわけでございまして、そこでこの陸上処理施設につきましては、尿尿消化学槽のみを補助対象にして、他のものはどうして補助対象に取り上げないかというところが先生の御質問の要点かと思うのであります。実は、私もいろいろ専門の学者の御意見等も承わつておるのであります。一般的に申しまして、尿尿処理施設につきましては、いわゆる理論的な計算でありますとか、写真真の上の検討でありますとか、あるいはまた

小規模の実験的な施設であるとかという程度のもので、直ちにこれでも大丈夫だというような決定的な断定がでないというのが学者の方々の御意見であります。いものかもしれないが、本格的なある程度の規模のものを作つて実際に運転してみませんか、最終的な決定がでないというのが学者の方々の一致した御意見なんぞでございます。

そこで、先生も御案内かと存じますが、化学処理は尿尿消化学槽に比べて建設費が安く、用地も比較的小さくて済むという利点がございします。各都市ともぜひともこの化学処理をやりたいという要望が漸次高まつてきています。要するに要するところ、補助対象に取り上げます。ところが、御案内のように国が四分の一を助成いたしまして、残りの四分の三は当該都市に持たせるといふ結果になりましたので、都市側からいかに要望があるにしても、最終的に自信のないものを、よろしい、それでは補助対象に取り上げるということにして、実際運転した結果がうまくいかなかったといふことになりまして、非常な迷惑をかけることになるといふところで私どもとしては慎重にならざるを得ないわけでございますが、と申しまして、昨今この化学処理につきましては、ぜひ今各方面における研究が進んで参ります。いつまでも疑問符をつけたまま、いかにもしれないがというような態度では済まされないうような情勢になつておることを私ども十分承知しております。実は明年度の予算に清掃審議会設置に要する予算を大蔵当局に要求いたしました。幸い認められまして、国会でただいま御審議中の予算案

の中にはその予算が計上されているわけでありまして、この趣旨も、従来はこつた大臣の諮問機関といったものはなかったものであります。尿尿関係の権威者を網羅いたしまして審議会を設置して、こゝで一つ本格的な検討をやつていただくこと、ことに実は現在の方針をいたしましては、若干の都市において、化学処理と一口に申しましていろいろ方式があるものでございまして、二、三のものを実際作らしてみまして、ただいま申し上げました審議会の方で検討していただいて、ある期間運転してみ、これは大丈夫という結論を得られれば、ならば、そのときには従来の消化学槽と同様に国の補助の対象としても取り上げていきたい。そこまでは、実際のものを作りました権威ある方々にさういふ形で判定していただいて、その上で決定していきたい、こういう態度でいるわけでございます。いものかあります。従来から取り上げております尿尿消化学槽に拘泥してそれを取り上げないというような態度では決してございせん。よければ必ず取り上げていかなければならぬ、こういう気持でいるわけでございます。

○阪上委員 ただいまの御答弁によりまして、学者間では、いまだ技術的な安全性というもののについてこれを確認することはできない、こういうような点があった。その意味は、結局化学処理方式というものは安全性がないために全然対象にならないのだ、こういうふうに割り切つてしまふべき性質のもののように私は聞いたのであります。が、この点につきましては、必ずしも

そうでないと思ひます。というの
は、あなたが後段で御答弁なさった言
葉は、やはりそのままで放置しないで
研究を進めて、そして安全性を持つよ
うに持つていくという考えのうちに私
は承わつたのであります。そこで先ほ
どあなたがおっしゃった中に、化学処
理方式の利点という点があるのについ
て、もう一つ忘れられている点がある
のじゃないかと私は思ふ。化学処理方
式が財政困難な自治体において取り上
げられていく理由の一つとして、先ほ
ど言われたように建設経費が非常に安
上りであるということもありませんし、
もう一点としては、時間的な処理の問
題が一つあると思ふ。八時間連続運転
すること、そして人口の増加に伴つて
将来急増を来したような場合におい
ても、この化学処理方式であるなら
ば、同じ施設を二十四時間フル運転す
ることによつて、三倍からの能力を出
すことができるという点、将来と
からみ合せても非常に有利な点があ
る。そういう点から考へて、どうし
てもこの化学処理方式というものを厚
生省はもつと真剣に取り上げられてし
かるべきである。数年来、私の目から
見れば漫然放置しておつたような面が
強い。そして物理方式ばかりに頭を
使つてゐる。こういうことでは、市町村
の最近非常に困つておるところのこの
問題の解決をするにはならないだ
らう、私はかように考へる。こうい
つた問題につきまして、ぜひもつと真剣
に取り組んでいただきたいと思ふので
す。ただいま伺つたのでは、何か清掃審
議会というふうなお言葉でしたが、一
体それは予算はどのくらい計上してあ

るのですが、ちよつと何つておきたい
と思ひます。

○聖成説明員 ただいまの最後のお尋
ねの予算は、本省費でございまして、
審議会設置に要する経費として三十九
万円ほど計上されております。

それで先ほど申し落したのでござい
ますが、化学処理についてもう一つ私
どもが心配しておりますのは、なるほ
ど建設費も安い、用地も狭くて済む。
それから今先生がおっしゃいましたよ
うに、非常に能率的に処理できるとい
う長所がある反面、維持管理が非常
にむずかしい。消化槽でございま
す、投入しておけば、極端に申し上げ
れば、糞便中に自然にありまして嫌気性
菌の働きによつて、糞尿が分解されてい
くわけでございますけれども、化学処
理の場合には、人為的に普通二種類あ
るいは三種類の薬剤を加へて処理して
参ります。たとえば最後に非常にアル
カリ度が強くなりますので、中和して
から放流いたしませんと、放流水が未
端における農業あるいは水産業等に影
響を与へまして、問題を起したような
事例もございまして、そういう維持管
理のテクニックがむずかしいという点
でございます。

それからもう一つは、消化槽の場合
でございますと、ただ投入してそれで
よろしいわけでございますけれども、
化学処理の場合は薬剤が要る。従つ
て、建設費は安いけれども経常経費が
高つく。これはもうはつきりデー
タも出ておるわけでありまして、そこ
で使
用薬剤が手軽に入るようなところで
す、非常にいいのじゃないか。しか
し入るところから非常に遠隔地でござ
いますと、運賃等にかかりまして、経常

費に非常に困つてくるのじゃないか。
そこで薬剤を十分に投入しないとい
い、かばんな処理をいたしますと、また問
題が起るという懸念がございまして、
維持管理の技術と経済面が果して
実用化に適するのやないかと、
むしろ安全性という点より、
むしろ心配な点であります。そこで先ほ
ど申し上げましたように、実際に作ら
まして、三カ月なり、あるいはある期
間運転させてみまして、これならば維
持管理もそんなにむずかしいとい
う確信を得ましたならば、直ちに取
り上げたい。その辺の判定は、先ほど申
上げたような新たに設けます清掃審
議会におきまして判定をいたしたい、
このように考へております。

○阪上委員 現在どんな化学方式があ
るのですか。

○聖成説明員 現在言われておる沈澱
法、浮遊法、簡単に申しますと、薬剤
を加へまして固形分を下に沈めてしま
うという方式と、それから逆に浮遊法
と申しまして、あわを立たせまして、
あわにつけて固形分を上に乗せてしま
う、そして液体分と固形分を分離す
る、この二つの方法があるわけござ
います。

○阪上委員 最近に自治体側から、こ
の化学処理方式で一つ起債を認めてく
れというふうな起債申請の件数は、ど
のくらいに上つておりますか。

○聖成説明員 私どもが聞いておりま
すのは、三カ所程度でございます。

○阪上委員 あなたの先ほどの答弁の
中で、危険性があるの、一応作らせ
てみて、それから危険性が除去されて
おるならばこれに対して起債を認めて

やる、これは逆じゃないでしょうか。
危険性があればこそやはり起債を認
め、あるいは場合によっては補助金等
もつけてやらなければならぬと私は思
うのですが、あなたの考えでは、自治体
はとにかくやりたければやれ、そして
やつた結果がうまくいけばこちらの方
でめんどろを見てやる。こんなもの
の考え方で、そして今何かこれを取り
上げていくという作爲がある段階に
おいて、果して自治体はそういうこと
によつてこの仕事をうまくやつてい
けるかどうか。私からいへば、むしろ逆
に危険であるからこそ補助事業として認
めてやろう。大体補助事業というの
はそういう性格を一部持つておるん
じゃないですか。あなたの万で、危険
があればこれは何も認めない、突つ
てねてしまふ。危険がなければこれは認
めてやる。くどいようですがこれは逆
だと思ふ。こういう場合、特に何らか
の特別の補助をつけてやる。もつと極
端に言うならば、三十九万円やそこ
らの予算を計上して、これに対すると
ころの措置だ、そんなことを言つてお
れるのが私はおかしいと思ふ。国庫で
もつてそういう施設をどこか適当な市
町村に作らせて、そしてあなたの方
で責任をもつてデータを出されたらど
うなんでしょうか。今言つたような三十九
万円くらいの予算を計上しておいて、
それでもつて——おそろくこれはう
まいっているかどうか見て回る。経費
のじゃないかと私は思ふのです。そんな
ことで今問題になつておるところの尿
処理の問題は解決されないと思ふの
です。一体これはどうなんでしょうか。

○聖成説明員 ただいまの問題でござ
います、実は私も現在このよう
な方法で考へておるのでございます。こ
の化学処理をぜひやりたい、いろいろ
多年にわたる研究の結果、相当自信が
持てるのでぜひやりたいということ
を言つております業者が三、四軒ござ
います。これらの方々はそのことを
よく知つておるものだから、ぜひ実
際に作つてみたい、自分らのところ
で絶対自信があるんだということを強
く言つておる。そこで現在私どもの方
で考へておりますのは、そういう
やりたいというからやたらにやらせる
ということではなくして、それを一応
先ほど申し上げたような権威ある学者
の方々に検討してもらひまして、な
るほどこれは理論的には大丈夫だ、ある
いは実験室的にも大丈夫だ、あとは実
際に大きな規模のものを作つてや
つてみるばかりだということなところま
で合格したものについては、これをまた
ぜひやりたいという市もあるわけなん
です。それで市と会社との話し合
ひで、市が土地を提供して実際にそ
ういふ施設を作つてみる。作るのは、その
場合には会社側が作る。そしてでき
上つた結果を先ほどのような機関で判
定しまして、これでよろしいという結
論が出ましたならば、そのときに当該
会社から市がその施設をそつくり買
上げる。その買上げる場合に、補助
金なり起債なりのめんどろを見てや
る。こういうやり方で二、三カ所や
つてみて、それでも大丈夫だとい
ふことになつたら、最初からもう従来の消
化槽と同じように補助金なり起債なり
つけて建設させる。こういう行き方
でいつたらどうかということ、今その
やり方をいろいろ検討し、あるいは大
蔵省その他と折衝してみよう、こうい

うような進み方をしておるわけであり
ます。この方法でいって、ほんとうに会
社側が申すようなりつぱなものができ
ていけば、地方団体にも迷惑をかけな
い、また国の方も相当の負担をいた
しましてそれを作っていくことができ
る。大体今その方向で考えておるよう
な次第でございます。

○阪上委員 一応会社まかせで会社に
やらせて、工合が悪ければ会社が負担
する、それでは厚生省としてこの問題
を取り上げて真剣に取り組んでいこう
という格好じゃないでしょうか。またそ
ういう行き方を厚生省が指導するとい
うことになり、いろいろな問題が起つて
くる。芳ばしくないような問題が起つてく
るんじゃないか、むしろ思い切つて厚生
省みずから取り上げて、みずからの一
つの力でそういうものを作っていくと
いうことがやはり私はいいと思う。

そこでそれと関連いたしまして、最
近大阪の吹田市でこの問題について問
題が起つておるのです。それは、吹田
市は化学方式をやりたいというもので
もって起債申請しておる。何式をや
りたいというのを言っていない。そこ
ろが、吹田市についていろいろ私調査
をいたしました結果によりますと、何
か厚生省の方で起債を許すことにな
ったけれども、今吹田市が仮契約をや
つて、そして議会で契約の件を上程し
ているところのその会社についてより
も、むしろ他のこの会社の方をやつた
方がいんだということをサゼスチ
ンされた、こういうように私は聞いて
おる。もしそうであるとすれば、これ
ははなはだしく地方自治に対するとこ
ろの干渉だろう、私はかように思ひの

です。これらの真相はどうなんです
か。

○聖成説明員 大阪の吹田市が化学処
理をせよやうなやり方というところで強くこ
れを要望しておることは、私もよく
承知しておるのでございます。実は昨
年の夏ごろからだと存じますが、吹田
市の執行部あるいは市の議会の内部に
おきまして、この化学処理の二つの
方式といいますが、二つの会社とい
いますか、そのいずれをとるかというこ
とに決まらないうちに、いろいろ議論が二
つに分れ、また市会の関係の委員会もあ
ちらこちら視察などして回りまして、
ついふん検討に検討を重ね、審議に審
議を重ねたようでございますが、なか
なかに結論が得られなかつた。た
が、私もその間いたしましては、た
だいま先生からお言葉がございましたが、
こちらから積極的にならねばならぬ
というので、吹田に限りな
いずれの都市といわず、どこそこ
のあなたのこととてやつてごらん
なさいというのを絶対に申さないと
にいたしました。いわんや、こ
ちらが言つた施設を設けなければい
ろの好意あるめんどうを見てやらぬ
ぞというところは絶対に申さないと
でございます。ただ吹田市におきま
しては、むしろ市会が非常に紛糾
いたしまして、何らか厚生省の意思表示
を待たなければならぬ解決がつかないとい
うようなことで、こちらの方へ何か一つ
厚生省からサゼスチンしてほしいと
いうような非常に強い要望がたびたび
ございました。それで実は一つの方
の会社は——もちろん私はさうい
うことには触れたいというところは終
主としておつたのでございすが、ど
うしても何か言つてもらわぬことには

どうにもさきまらぬで困る。一方施設を
設けることは一日も急がなければなら
ぬという状態にあるというようなこと
で、それで一方の方はすでに静岡県の
清水に施設を持つた経験を持つてお
り、片方の方はまだ持つていない。そ
ういう意味で、率直な気持ちでいへば、
一方の方がやつて、そして両方を比較
検討する機会ができれば、それは非常
に望ましい。その程度のことを、これ
は言いたいことではございせん、こ
れは言いたくもせめてそれくらいのこと
だけでも言つてもらわなければならぬ困
るという、そういう趣旨でございま
す。先生のおっしゃる通り、私もさ
ういふ意味で、いろいろ地方自治に干
渉しようという気持は毛頭持つており
ませんので、さうに御了承いただき
たいと思ひます。

○阪上委員 あなたも御承知のよう
に、一つの学校に起債が許されたとい
う場合に、この建築は清水組でなけれ
ばいけないのだとか、大林組でなけれ
ばいけないのだとか、大組でなけれ
ばいけないのだとかいうことを言ふこと
はもつてのほかだと私は思ひます。
ことに尿処理の化学処理の問題につ
きましては、御案内のようにいまだに
安全性が確保されていません。あるい
はまた経常経費の問題についても相当問
題点があるといわれておる。しかも吹
田市が自分でやろうと考へたところの
清水式の不二工業株式会社に締結し
ておつた。これは清水市においてす
でに実施している。これは結果が出て
おる。これは事実のようでありま
す。しかしながらもう一つの、これは宝光と
いう会社だと思ふ。この宝光会社はた
だ理論的にある程度の改良を加えた
が、いまだどこにも実施していない。

それをこちらの方をやらせというよう
なことを言うのは、私は大きな誤解を招
くと思ふ。しかし、今何えはその通り
で、一つは清水式でやつておつてす
でに結果が出ておるんだから、改良を加
えていくという将来の改善というものが
考えられる。宝光はどの程度までい
ないから、幸いやろうというのであれ
ば、危険もあるがこれをやつてみたら
どうかというふうなことで、あなたが
さういふふうにはサゼストされるとい
うことであれば私は了承しますが、そ
の場合に、先ほどから特に問題になつ
ておるうちに、さういふことを厚生省が
言えるだけの立場にあるといふことは
言えないと思ふ。そしてそれは会社ま
かせで、危険が出たならば——さうい
うような態度で臨んでおる限り、さ
ういふことを言われるといふことは、こ
れはどつちも少しおかしいと思ひます。
これは非常に誤解を招きます。さ
ういふ言ひ方で言ひますと、国会議員と
かその他がいろいろ頼みに行つたよう
な経緯も存じしておりますが、そんなこ
とはよくありがちなことですから大
した問題にいたしませんけれども、さ
ういふことは少し誤解を招くようなこ
とになるのではないかと私は思ひます。
この点は一つ厳に注意していただ
かなければいかぬと思ひます。

それよりも、私は特にこの際あなたに
お願いしておきたいのですが、先ほどの
ようなたやうな態度じゃなくして、危
険が出れば自分の方で背負つてやるよ
うな気持ちで、そして会社の方で負担を受
けるような行き方、さういふ余地を残さ
ないようになつてもらわぬと、今言つたよ
うな問題とからんできて、いろいろと
思ひまわしいうわさが出てくると私は思

う。ですから、やつてもらいたいこと
はその吹田の問題ではなくして、もつ
と積極的にこれを取り上げていただき
たい。私の聞くところによると、厚生
省は在来とも物理的な消化槽の方法ば
かりに固執しておる。新しく出てきた
化学方式を取り上げることにどうも積
極性がない。さういふふうには私は聞
ておるし、何か因縁情実もあるような
感じがここから出てくる。もう少し率
直にこれを取り上げられるお気持はな
いのですか。この際もう一ぺんあなた
の意見を伺つておきたい。

○聖成説明員 先ほど来いろいろ申し
上げておりますように、私も、化学
方式あるいはまた今後さらに新しい
方式あるいはいろいろな問題が出てくるこ
とも予想されると思ひますが、さうい
うものにつきましては、真剣にこれと取
り組んで、そしていよいよは、さうい
うものに取り上げていく。ただその間に、先
ほど申し上げるような尿処理施設につ
きましては、単なる理屈だけで切り切
れないいろいろな困難な問題がござ
います。その点につきましても、今先生
が御指摘になりましたように、より熱
意を入れて積極的に検討を加えて
いく、さうして問題を急速に解決し
ていきたい。さういふ気持ちでやつて参
りたいと思ひます。

○阪上委員 地方自治体においても、い
ろいろな建設にからみましてその監督
を強化して、設計通り実施しておるか
どうかというような程度の監督はど
でもやつております。一例をあげて
も、たとえば汽車会社等に対しまして
も、国鉄あたりがとつておる態度とい
うものは、やはり設計通りに行なつて
おるかどうか、そこから出た欠陥に

よって汽車がうまく作られておらない、支障があるというよりなことであるならば、これは汽車会社の責任だ。こういうことになるのですが、今のようない化学処理の場合に、厚生省でそういったのはつきりした、これはこの通りにやれば安全である、この通りにやればいいんだというこののはつきりしたものを保持してない。持つていないでも一つ一つのテスト・ケースとしてこれをやれと、こういうふうにしてやる場合に、特に現段階においては、化学的な処理方法に対しては、これこそ特別の補助金をつけてやるくらいの方考え方がなくちゃいけないんじゃないか。こう思うのですが、この点はどうでしょう。

○聖成説明員 先ほど申しましたように、全部国で経費を持つて作ってやるということになれば別かもしれせんけれども、先生がおっしゃる通りに、こういう場合には相当大幅な補助をするといいたしても、なおかつ地方に負担を持たせることになるわけであります。その場合に、国の方でまだ十分確信が持てないものをさよりな取り上げ方をいたしまして、もし結果が悪ければ、これは市の方でやりたいというから補助金を出してやったのじゃないかということは言えないと思います。やはり地方としましては、自分らは専門でないの、厚生省が補助金の対象にしてやるのだから、自分らの方は安心してやったが結果が悪かったという事になって、非常なトラブルも起ってくるというよりなことと考えられます。こういうものは全部国の方で費用を持つて市で作ってみるというよりなことができれば非常によろしいと思

います。私も、さつき申し上げたような方式を今考えておりますが、一方的に危険負担を会社だけに負わせるという事についても問題は確かにあると思うのであります。いろいろな他の類似の問題等を調べておりますが、こうした場合にある程度の危険負担を国がやるという方法もあるようでございまして、そういう方法も検討いたしてあります。必要とあればまたそういう金を要求いたしまして善処して参りたい、かように考えております。

○阪上委員 今御答弁がございましたので、これ以上申し上げませんが、とにかくこの化学処理に対して起債をつけるという場合には、一つよほど慎重に業者の選定等につきましても、これがいいというよるな確信がある業者はおそらくない、こういうのでありますから、一つ慎重に扱っていただきたいと思います。それとともに、危険があつても起債をあつたら認めるというよるなものの方ではどうもおかしいと思うのですが、その点自治庁のお考えは一体どうなんですか。

○奥野政府委員 先日もお答え申し上げましたように、自治体自身がどのよるな方法を選ぶかという事を決定するわけでございますので、屎尿処理施設を設けたいという団体につきましては、方法のいかんを問はず起債許可の対象に考えていきたいと思つております。

○阪上委員 これで私の質問を終わりますが、繰り返して申し上げますけれども、厚生省の方は、できるだけこういう仕事は国の経費でまかなつていくというのテストをやるといふに、これはぜひ一つ考えていただきたいと思います。

す。本年からでも何か財政措置がつくならば一つ思い切つてそういう措置に出るよりにしてもらいたい、これだけ言つて私の質問を終わります。

○鈴木委員長 次に、消防組織法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 消防組織法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、消防についての若干の問題についてお尋ねを申し上げます。

これまでの三つの国会の中で消防の問題が取り上げられたのは今度が初めてでございます。それだけに今日の自治体消防をどういうふうにしてよりよくするかと云ふことについての政府の積極的な御見解の御発表もあらうかと考えておりましたところが、それがございまして、失望を感じたわけでございますが、国家消防本部の「わが国の火災の実態と消防の現状」というパンフレットの中でも、この中を若干引用いたしますと、「消防も能率的なもので、合理的なものへと、組織も変化した来ている。組織のみならず、人も施設も地方行政の困難の中にあつてよくも発展して来たものと思われ。ところが消防の歩みはまだまだである。現行制度十年を経過してますますこの感を深くする。」このような自己批判も行われているわけでありまして、「消防の歩みはまだまだである。」というこの反省。ところがこの原因は一体どこにあるか、それに対する基本的な対策はどうかというよるな点を、この際青木

国務大臣から明らかにしていただきたいと思つてあります。

○青木国務大臣 わが国の消防制度が昭和二十三年に新しく自治消防として発足して、その後十年を経たわけでありまして、私は、率直に申し上げまして、消防というものは自治体が責任を持つてやるそのあり方に対しては、当然それあるべきであり、また今後はそれなればならぬと考えるのであります。しかし、自治体が責任を持つてやるのと申しまして、これを市町村だけにまかせて、国なりあるいは府県なりが傍観者——と言つては語弊がありますが、一切まかせきりで、あまりこれに対して力を入れぬというよるなあり方であつて、いかぬか、どういふことをまず第一に考えるのであります。消防審議会の答申を見ましても、やはりその点について特に答申が出たのでありまして、私も、私どももいたしましては、あくまでも市町村消防でなければならぬ。しかしながら、同時に市町村だけではできない問題、こういう問題については、できるだけ国なり府県なりにおいてこれに協力するよるな形を作らなければいかぬのではないかと。たとえば経費の面について申し上げまして、市町村で使つておる消防費というものは非常に莫大なものであります。ところが、国の方で出しておる消防費は、本年度ふえまして、せいぜい六億五千万円程度、府県の消防費というものを総合いたしまして、せいぜい四億程度ではないか。こういうこととありますと、市町村消防という名前、また実態、これをあくまでも備えていかなければならぬと思つたが、ただそれだけでいいとも考えられない間

題ではないか。もう少し国なり府県なりが協力しなければいかぬのではないかと。たとえば、だんだんと消防機械も近代的になつて参ります。そうした場合に、消防に携わる職員の技術の問題、こういう問題も市町村だけにまかせておいて、そういう技術を市町村が教育せよといったところで、なかなか無理じゃないか。こういう問題は、たとえば消防学校というよるなものは、あくまでも府県がこれを取り上げて、そして市町村の消防職員の技術の訓練等はいたすべきではないか。また消防施設につきましても、市町村が責任を持つてやると申しまして、できるだけ国でもこれに対して協力する。こういう態勢を持つていかなければいかぬのではないかと。そういうよるな考え方から、今回の改正案はその第一歩として提案いたしたのであります。しかし、私

どもの考え方は、消防というものは、その仕事の性質から見ましても市町村があくまでも責任を持つてやる、主体はあくまでも市町村に置く。ただ、国なり府県なりがもつと協力するあり方ではないか、かように考えておるわけでありまして。

○安井委員 大臣の今の全体的なお考え方の筋はわかるわけでございます。ところが、今度提案されておりますものは、消防組織法の改正と消防法の改正であります。この中におきまして、国や都道府県の消防関係の機関や権限の強化といったよるなことがうたわれっております。しかし、消防についての国だとか都道府県の機構や体制の改正が意味がないと言つたわけでは決してありませんけれども、もつと進みまして、消防についての人的な、あるいは物的

のことなくして、制度上の裏づけなくして予算の獲得というようなことを考

な規定はないわけです。市町村消防は、国家消防本部長にも都道府県知事にもその運営あるいは行政管理の面において服することはない。これくらい

のでありますが、よく御説明申し上げまして、市町村の方々も私たちの気持ちを納得していただいたのであります、われわれの考えとしては全く他意

だけのことであります。

○安井委員 自治体消防に対する国や都道府県の協力がきわめて大切であるということについては、これは全く同

○青木国務大臣 消防施設補助につきましては、三、四年前でありますか、御承知のように法律を出しまして、あれによつて補助をいたしておるわけ

であります。しかし、補助についての法律は法律として、やはり消防組織法におきまして、建前として——この表現を見ますと、たまたま何もかもわぬでいいというふうにとられるおそれがありますので、むしろ改正案のようにして、あくまでも市町村の自主性は尊重する。しかしながら、従来の表現のような言いっぱなしでなしに、こういう表現にした方がいいんじゃないか、こう私も考えておるのではありません。従来は毛頭ありません、また実際にこれによって従来のやり方があるとも、私も考えておらないのであります。

○安井委員 それでは消防施設強化促進法の改正も——これは消防三法といつて三本の柱であります。そのうちの方をどうしてお出しにならなかったのですか。

○青木国務大臣 法律の改正というよりも、この方はむしろ財源措置の問題になるわけでありまして、法律改正よりは、もっぱら予算の獲得という点に実は重点を置いたのであります。今回、私どもの立場がまことに微力なために十分とは参りかねたのでございまして、ことしに於いて一億ほど増額を実現いたしましたわけでありまして。

○安井委員 財政の問題はまたあとでさらにお尋ね申し上げたいわけですが、いま私が、いずれにいたしましても、そのようない、ほんとうに強化しようという御意向がどこにあるかわからないで、ただ消防の制度そのものに改正の面を向けていく。ことに市町村消防の機能の一部を国や都道府県の方に吸い

上げていく。そういう行き方だけが表面に出ておるといふことから、私もそれにいたしますと、何か昭和二十九年の警察法改正のときの趣旨や考え方に相通するものがあるのじゃないか、そういうふうな疑念を抱かざるを得ないわけでありまして。警察と消防とは、法律の上ではつきり協力関係が規定されております。ところが消防は、あくまで共同防衛とでもいうそういう本旨に従いまして、市町村の段階で切れておればこれは問題がないわけでありまして、今度の改正によりまして、都道府県の消防への指導力が一そう増強されていく。そういうことによりまして、都道府県警察との結びつきというより、都道府県警察と消防との結びつきというものが再現するおそれもあるのじゃないか。そういうことから、われわれは、また再び警察国家への方向へつなげていくのじゃないか、そんなようなおそれを感じられるわけでありまして。国家消防本部の事務当局が立案された趣旨がそこまできていて、私は、私考えたくありません。しかし、今のようないくつかの体制の中から、いつの日かそういう方向に引きずられていく要素を、そういうような種を今まいておくことになるのではないかと、こ

ういふうな気がいたすわけでありまして、その点に気がしてよろ。さらにお尋ねしておきます。

○青木国務大臣 だんだんのお話、お気持は私もよくわかるのであります。何もこの条文を無理に変えなくてもいいんじゃないか、それをわざわざ変えたというところから見ると、どうも背後にそういう意図があるのじゃないかという御懸念をお持ちになること、私

もそのお考えはよくわかるのであります。ただ私は、こういうことも考えるのであります。現行法によりまして、「市町村の消防は、国家消防本部長又は都道府県知事の運営管理又は行政官に服することはない。」この考え方はこの通りであります。このことを端的に考えますと、消防本部長あるいは都道府県知事のいろいろな助言なり何なりがあった場合がありまして、それに一ついて一切耳を傾ける必要がないかと、極端にとられても困るんじゃないか。

たとえど、私先日消防庁の研究を視察したものであります。最近における化学工業の進歩等に就いて、消防施設などにつきましても、いろいろ新しい考え方に基づいたものを考へていかなければならぬのじゃないか。そういうような場合にも、国はできるだけ国の立場において研究をし、また実験もし、その結果に基づいてできるだけ市町村に助言をするというふうな立場に立つて、市町村消防に協力することが必要ではないかと。そういうようなことを考えてみますと、現行法のように言いつぱなしでよく条文が果してどうかというふうな疑問も、一部に出てくるのであります。やはりそうでなしに、むしろ、この点は改正案のようにした方がいいんじゃないか。あくまでも市町村の自主性は尊重する、尊重しなければいけません。しかし、同時に、自治消防がよりよくなるように、国や府県も、その運営についてできるだけ協力するよう形にすべきである。こういう考え方に立つておるの

でありまして、卒然としてこの十九条を改正すると、いかにもその背後に中央集権の意図を持つておるのではない

かという御懸念も起ると思ふのであります。が、そういう考えは実は毛頭持つていないのであります。やはり何らかの関連というのか、協力するよう形にするためには、この表現が適当かどうかというところから来ておるのであります。この十九条の精神を変えようという気持は毛頭ないのであります。この通りの表現で果していいの、むしろ改正案のような表現にした方がいいんじゃないか、これだけの気持なのであります。

○阪上委員 関連して。この前の委員会にも、私は十九条につきまして消防本部長に質問したのであります。今、この問題につきまして大臣から御答弁がありまして、地方自治の本旨にのっとり地方の自主性を守っていくという点につきまして、これはどうも端的に表現されておる法律はないだろうと私は思ふ。行政官とあるのは運営管理とかということについて、市町村は服することはない。こういうことなうでありますけれども、今言われたように、趣旨は全然変つてないというならば、なぜこんなものにされたのか、私はそこに疑問を持つわけですが、前会に都道府県からの財源補助を得たためにこれを削るんだ、全面改正するんだ。こういうような答弁があったと私は思ふ。これは非常に不見識だと思ひます。そのことのために基本的な地方自治の本旨というものを抹殺していく。そうして財源援助を得たため

に地方自治体の自主性はどうなつていい、こういうような考え方であるならば、非常に間違つております。そ

うことであるならば、先ほど安井君からお話のありましたように、ここでもって二十五条なり八条なりを改正すべきである。本旨はちつとも取り違えていないとおっしゃるならば、改正する必要はちつともないんじゃないかと思ふ。それを先ほど何回も繰り返されておるのですが、こういう点について、大臣はあくまでもこれを堅持して通そうとなつておるのか、一つ何ておきたいと思ひます。

○青木国務大臣 私ども、一体どうしてこの改正の必要があるか、事務当局の意向も十分聞いてみたのであります。聞いてみて、私は率直に申し上げますが、この条文があるために非常に誤解を受けているという、市町村で誤解をいたして、たとえば新しい消防のやり方や何かについて助言、勧告をしようとしても、運営管理一切十九条で、そんなことはよけいなことじゃないかということ、協力しようとしてもそれをすなおに受けない。誤解を受ける点があるので、この点を直したいということだけなのであります。それ以上事務当局がこの改正をする気持は毛頭持つていないのであります。従つて、私といたしましては、何もこれを變えることに決してこだわつておりません。この表現を生かすつ、同時に市町村が誤解をして、こうなつていから助言を受けなくていいというのでは困るので、できるだけ国が協力できるような、また協力すべきものと私は思ふのであります。いろいろな研究なんかは市町村がやるわけにはいかないの、その研究した結果に基いてこれを市町村に助言するというふうな

ことであるならば、先ほど安井君からお話のありましたように、ここでもって二十五条なり八条なりを改正すべきである。本旨はちつとも取り違えていないとおっしゃるならば、改正する必要はちつともないんじゃないかと思ふ。それを先ほど何回も繰り返されておるのですが、こういう点について、大臣はあくまでもこれを堅持して通そうとなつておるのか、一つ何ておきたいと思ひます。

あり方にしなければいかぬ。そういう協力をするためには、それを受け入れる市町村側で、この条文があるために誤解をして、よいおせっかいにはするなということ、せつかくの助言も断わるということであつても困るのではないか。そこでこういう改正という問題が出てきたのでありまして、適当な字句でその気持を表わすことができれば、私は決してそれにこだわるという意味ではないのであります。

固定資産税というものがついておるといふふうに考えていいくらいのものが、だんだんこういふふうになりだして参ります。非常に自治体消防というものには影が薄くなつて参りまして、市町村自治体というもの存在価値が疑われてくるのではないかと、どうも考へておられますので、どうかこの点につきましてはさらに考へていただきたいと思ひます。

〇佐野委員 関連です。ちよつと私質問したいのですけれども、どうも納得できない点があります。十九条の問題ですが、この問題に対しては、私は法律技術論からいつても、法律はやはり明確性、具体性を持たなくちゃならぬ、これは現在の立法の明示するところだと思ひます。それがこれほど明確に町村消防であるというのを規定して、なお民主主義の考え方によつて、特に消防が警察機構から分離する、同時に町村消防としての独立性を持つ、こういう中から消防組織法が生れてきたわけでありまして、法は具体性を持たなくてはいかぬ。こういう意味から運営管理、行政管理に服することはない。こういふふうには明確にしたのだと思ひます。それを今、改正条文のように、自主性を尊重しなければならぬ。これは法律論からいふと一つの倫理規定である。こういふ倫理規定といふものは法律からいふべきである。これは近代法の大体今流れじやないかと思ふ。あえてこういふ抽象的な、しかも倫理規定に切りかへようとする意図がどこにあるのか、その意味がはつきりしてない。近代法からいつても具体性、明確性を要求されておるのに、包括的、抽象性をもつて表わすのは、どこかに何かあるのじやないか。法律技術論から考へて納得できない。この点に対して大臣の率直な意見をお聞かせしたいと思ひます。

〇青木国務大臣 法文の表わし方の問題についての御質問でありまして、条文上の問題につきましては本部長から答弁をいたさせていただきますと存じます。ただ、私の申し上げたいことは、先ほど来申し上げたように、根本の考へを要するといふ気持はなないのであります。どうもこの条文があるために市町村側におきまして若干の誤解もある。また国の方の立場といふにしても、この条文があるために国は関与なしといふような立場に立つておることもおかしやうではないかといふところから、この条文の精神を生かすつ、同時に、国、県が十分協力するようあり方にすべきであるといふだけの気持から改正といふ問題が出てきたのであります。従ひまして、先ほど阪上委員の御質問に私申し上げましたように、この表現の問題について、私どもは決してこだわりのではないのであります。この十九条の精神を要するといふ気持は毛頭持つていないのであります。持つていないのであります。従来実績と申しますか、今までのやつてきた経験から見まして、この条文があるために、かえつて市町村側で誤解をしておたり、あるいは国の方ににおきまして何か責任がないやうに考へていたり、そういうことであつても困るので、これを市町村消防の発展のために、国あるいは府県が十分協力せなければならぬあり方にするために、これは改正する必要があるのではないかと。後段の方にいろいろ書いてありますので、何もこれを変えなくともそれで十分じやないかといふ先ほどもお話をいたしました。その通りであります。その通りであります。前にこういふ原則があるために、これが非常に強く響きまして、一切国あるいは府県が協力せぬでもないのだ、関与せぬでもないのだといふふうな考へ方、もちろん関与してはいけません。が、しかし協力しなければならぬと私は思ふのであります。また当然そうあるべきものと思ふのであります。また、市町村としても、やはり国なり府県なりとの助言を受け入れてしかるべきものと思ふのであります。この表現が果して適當であるかどうか、こういう考へ方に立つての改正にすぎないのであります。表現を要するといふ意味でなくして、表現の問題である。こういうことから改正の問題が出てきたのであります。

なにお立法技術上の問題につきましては、本部長から答弁させていただきます。〇佐野委員 本部長のお話は、この前承わつたので、大臣から率直な意見を伺いたかつたのです。というの、二十条に対しては、それぞれ助言する、指導する。こういうことも国の、県のあり方が明記されておるのです。ですから設備、機械、器具にいたしましてもあつておることをできる。こゝろ形になつておるわけですから、ちよつと問題は起らないと思ふのです。逆に運営管理、行政管理に服することがないといふ地方自治の原則がここにうたはれてあつて、その上に立つての国の指導、県の助言あるいは資材

あり方にしなければいかぬ。そういう協力をするためには、それを受け入れる市町村側で、この条文があるために誤解をして、よいおせっかいにはするなということ、せつかくの助言も断わるということであつても困るのではないか。そこでこういう改正という問題が出てきたのでありまして、適当な字句でその気持を表わすことができれば、私は決してそれにこだわるという意味ではないのであります。

〇阪上委員 今おっしゃつたその助言ですけれども、これは現行法ではつきり助言できるようになつてゐる。ですから、その点の誤解は市町村が持つてゐるとは私は考へません。しかし一部にそういう向きもあることはあるかもしれせん。ですから、現行法ではこれは十分足りるじやないかという気持が依然として私はやはり強いのです。それから、大臣も消防は手がけられなことはあると思ひますが、われわれも手がけてきたことがあるのであります。市町村といふものは、実際非常な消防に對するところの熱意を持つておるのではありません。現在、教育関係の固有事務にいたしましてもだんだん薄れてきておるし、警察関係は薄れてしまひました。たつた一つ残つてゐる重要な固有事務ではないか、こう思ふのです。これに對して、これはえらい人情的話になりますけれども、こういふ十九条でもつてせつかく喜んでおるものを取り上げてしまふといふ行き方は、少し酷じやないか。そのことによつて逆に消防に對するところの熱意を失つていくおそれなきにしもあらずです。ことにこの消防があるために、今日独立財源としても一番大きな部門である

の、包括的、抽象性をもつて表わすのは、どこかに何かあるのじやないか。法律技術論から考へて納得できない。この点に対して大臣の率直な意見をお聞かせしたいと思ひます。

〇青木国務大臣 法文の表わし方の問題についての御質問でありまして、条文上の問題につきましては本部長から答弁をいたさせていただきますと存じます。ただ、私の申し上げたいことは、先ほど来申し上げたように、根本の考へを要するといふ気持はなないのであります。どうもこの条文があるために市町村側におきまして若干の誤解もある。また国の方の立場といふにしても、この条文があるために国は関与なしといふような立場に立つておることもおかしやうではないかといふところから、この条文の精神を生かすつ、同時に、国、県が十分協力するようあり方にすべきであるといふだけの気持から改正といふ問題が出てきたのであります。従ひまして、先ほど阪上委員の御質問に私申し上げましたように、この表現の問題について、私どもは決してこだわりのではないのであります。この十九条の精神を要するといふ気持は毛頭持つていないのであります。持つていないのであります。従来実績と申しますか、今までのやつてきた経験から見まして、この条文があるために、かえつて市町村側で誤解をしておたり、あるいは国の方ににおきまして何か責任がないやうに考へていたり、そういうことであつても困るので、これを市町村消防の発展のために、国あるいは府県が十分協力せなければならぬあり方にするために、これは改正する必要があるのではないかと。後段の方にいろいろ書いてありますので、何もこれを変えなくともそれで十分じやないかといふ先ほどもお話をいたしました。その通りであります。その通りであります。前にこういふ原則があるために、これが非常に強く響きまして、一切国あるいは府県が協力せぬでもないのだ、関与せぬでもないのだといふふうな考へ方、もちろん関与してはいけません。が、しかし協力しなければならぬと私は思ふのであります。また当然そうあるべきものと思ふのであります。また、市町村としても、やはり国なり府県なりとの助言を受け入れてしかるべきものと思ふのであります。この表現が果して適當であるかどうか、こういう考へ方に立つての改正にすぎないのであります。表現を要するといふ意味でなくして、表現の問題である。こういうことから改正の問題が出てきたのであります。

なにお立法技術上の問題につきましては、本部長から答弁させていただきます。〇佐野委員 本部長のお話は、この前承わつたので、大臣から率直な意見を伺いたかつたのです。というの、二十条に対しては、それぞれ助言する、指導する。こういうことも国の、県のあり方が明記されておるのです。ですから設備、機械、器具にいたしましてもあつておることをできる。こゝろ形になつておるわけですから、ちよつと問題は起らないと思ふのです。逆に運営管理、行政管理に服することがないといふ地方自治の原則がここにうたはれてあつて、その上に立つての国の指導、県の助言あるいは資材

あり方にしなければいかぬ。そういう協力をするためには、それを受け入れる市町村側で、この条文があるために誤解をして、よいおせっかいにはするなということ、せつかくの助言も断わるということであつても困るのではないか。そこでこういう改正という問題が出てきたのでありまして、適当な字句でその気持を表わすことができれば、私は決してそれにこだわるという意味ではないのであります。

〇阪上委員 今おっしゃつたその助言ですけれども、これは現行法ではつきり助言できるようになつてゐる。ですから、その点の誤解は市町村が持つてゐるとは私は考へません。しかし一部にそういう向きもあることはあるかもしれせん。ですから、現行法ではこれは十分足りるじやないかという気持が依然として私はやはり強いのです。それから、大臣も消防は手がけられなことはあると思ひますが、われわれも手がけてきたことがあるのであります。市町村といふものは、実際非常な消防に對するところの熱意を持つておるのではありません。現在、教育関係の固有事務にいたしましてもだんだん薄れてきておるし、警察関係は薄れてしまひました。たつた一つ残つてゐる重要な固有事務ではないか、こう思ふのです。これに對して、これはえらい人情的話になりますけれども、こういふ十九条でもつてせつかく喜んでおるものを取り上げてしまふといふ行き方は、少し酷じやないか。そのことによつて逆に消防に對するところの熱意を失つていくおそれなきにしもあらずです。ことにこの消防があるために、今日独立財源としても一番大きな部門である

の、包括的、抽象性をもつて表わすのは、どこかに何かあるのじやないか。法律技術論から考へて納得できない。この点に対して大臣の率直な意見をお聞かせしたいと思ひます。

〇青木国務大臣 法文の表わし方の問題についての御質問でありまして、条文上の問題につきましては本部長から答弁をいたさせていただきますと存じます。ただ、私の申し上げたいことは、先ほど来申し上げたように、根本の考へを要するといふ気持はなないのであります。どうもこの条文があるために市町村側におきまして若干の誤解もある。また国の方の立場といふにしても、この条文があるために国は関与なしといふような立場に立つておることもおかしやうではないかといふところから、この条文の精神を生かすつ、同時に、国、県が十分協力するようあり方にすべきであるといふだけの気持から改正といふ問題が出てきたのであります。従ひまして、先ほど阪上委員の御質問に私申し上げましたように、この表現の問題について、私どもは決してこだわりのではないのであります。この十九条の精神を要するといふ気持は毛頭持つていないのであります。持つていないのであります。従来実績と申しますか、今までのやつてきた経験から見まして、この条文があるために、かえつて市町村側で誤解をしておたり、あるいは国の方ににおきまして何か責任がないやうに考へていたり、そういうことであつても困るので、これを市町村消防の発展のために、国あるいは府県が十分協力せなければならぬあり方にするために、これは改正する必要があるのではないかと。後段の方にいろいろ書いてありますので、何もこれを変えなくともそれで十分じやないかといふ先ほどもお話をいたしました。その通りであります。その通りであります。前にこういふ原則があるために、これが非常に強く響きまして、一切国あるいは府県が協力せぬでもないのだ、関与せぬでもないのだといふふうな考へ方、もちろん関与してはいけません。が、しかし協力しなければならぬと私は思ふのであります。また当然そうあるべきものと思ふのであります。また、市町村としても、やはり国なり府県なりとの助言を受け入れてしかるべきものと思ふのであります。この表現が果して適當であるかどうか、こういう考へ方に立つての改正にすぎないのであります。表現を要するといふ意味でなくして、表現の問題である。こういうことから改正の問題が出てきたのであります。

なにお立法技術上の問題につきましては、本部長から答弁させていただきます。〇佐野委員 本部長のお話は、この前承わつたので、大臣から率直な意見を伺いたかつたのです。というの、二十条に対しては、それぞれ助言する、指導する。こういうことも国の、県のあり方が明記されておるのです。ですから設備、機械、器具にいたしましてもあつておることをできる。こゝろ形になつておるわけですから、ちよつと問題は起らないと思ふのです。逆に運営管理、行政管理に服することがないといふ地方自治の原則がここにうたはれてあつて、その上に立つての国の指導、県の助言あるいは資材

だと思ふのです。国家権力がそれほど強く町村に干渉しなければならぬ、そういうことによつて火災を軽減するといふ法の趣旨から考へて、具体的にそのいふことが必要とされるでしようか、そういうことがあつたのでしうか。現在の消防の統計を見ても、非常に火災件数は減つてゐる。アメリカの二十分の一だ。非常に喜ばしいといふことも、消防におけるところの消防技術は外国並みに到達してゐるといふこともいわれてゐる今日において、今までの行政管理にあるいは運営管理に服しないといふ民主主義の原則に立つて運営されてきた消防において、どこに、どのような点が具体的に起つたのか。逆に、こういふことがあるからこそ、大正、昭和の消防と今日の消防と比較すると飛躍的な充実がなされてゐるにふんじやないか。そういう実情であるにもかかわらず、なお消防法における燃焼物の改正に見られる点、あるいはまた十九条の改正、あるいは調査権をもつて強化すること、こういう形をもつてしなければならぬといふ必要性といふものはどこにあるのかといふことを、もう少しはつきり示してもらいたい。

○青木国務大臣 十九条の關係は、先ほど来申し上げましたように、これは今後行政管理あるいは運営管理をしなれば消防力の強化がでないから、運営管理、行政管理をやらう、こういう趣旨では全くないのであります。行政管理、運営管理という用語につきましても、定義づけも行われておりません關係もありまして、これを市町村側で誤解して、一切がつかない国や府県の助言を受けなくてもいいんじゃないかといふふうな誤解が一部にあつたのでありますので、そういう誤解を解くために、これを直した方がいんじゃないかといふような程度の気持ちしかすぎないのであります。決して従来のあり方を変えて国や府県が関与しようといふような考えを毛頭持つていないのであります。また行政管理あるいは運営管理しなければ、国家権力がもう少し入つていかなければ消防力が強化できないのかといふような御質問であります。私も、国家権力が消防力強化に關与しようなどといふ考えは持つべきでもなく、毛頭持つていないのであります。ただ先ほど来申し上げておりましたように、やはりいろいろな新しい消防のやり方等につきましても、国の責任において、また国の負担においていろいろ研究をし、そしてそのいふものを市町村消防に助言するといふふうなあり方だけは、これは私は当然国としてやつていかなければならぬのではないかと。市町村消防は、御承知のように消防署のあるところもあり、消防団員が中心となつておられるところもあるものであります。そういう消防団員の方々に、新しい消防のやり方あるいは消防の機械等につきましても、新しい知識を不斷に取り入れるようにと言つてみたところで、市町村にまかせきりで果していいのかどうか。これはやはり国がそのいふ負担をいたしまして、国が研究をし、国が実験をして、その結果を市町村側に助言するといふふうな形において協力していかなければいかぬのじゃないか、こういうふうな考へるのであります。従いまして、この十九条の問題につきましても、は、改正の、これを削除してこういふ表現にしたことにつきまして、何か非

常な中央集権的な意図があるのではなからぬかといふ御疑問、なるほど一応わかるのであります。私も、決してそういう考へはないのであります。これはしかるべく私はこの趣旨を従来の法の精神を生かすようなあり方にするにとつて何にも異存はないのであります。決してこれを改正せなければならぬといふ気持は毛頭持つてないものであります。従来私ももしばしば消防関係の人あるいは市町村の方々の話を承つて参つたのであります。何かこれがあるために、国や府県は何かせぬでもないじゃないか、そういうふうな誤解されても困るじゃないか、これだけのことなのであります。

○佐野委員 では、近々将来に自治省を設置して、消防庁といふものを外局として置く考へ方があるのかないのか。こういう点を一つと、もう一つ現在町村消防として育成するために、現在の各町村は税外負担として消防に対してどれだけの負担をやつておられるか。これに対する解決方法として、私も少しばしば提議しておる消防施設税、こういう形で町村における消防の財源を考へなければならぬといふことをしばしば提案しておるわけですが、私も、そういうことに対してどういふ工合に大臣は考へておられるか。この二点に対して大臣のお考えを承りたい。

○青木国務大臣 自治省を設置する場合に、消防庁を外局として置く考へはどうかといふお話であります。この点につきましては、まだ政府内部におきまして検討中でありまして、ここまではつきり申し上げかねるのであります。私が、私自身の考へといつたしましては、自治省といふものは、昔の内務省の復活といふ考へ方と逆な意味におきまして、府県市町村の、地方自治体の意向を中央に強く反映させるために、私はどうしても自治省といふものは設置すべきものである、こういう考へを持つておるのであります。従つて消防庁につきましても、現在国家消防本部といふものがあります。ありていに申しますと、消防本部の職員が二十数名、これで独立していろいろ消防の予算獲得その他をやつておるのであります。が、実際なかなかむずかしいのであります。しかも、消防はあくまでも市町村消防でありますから、その財源をできるだけ見ていかなければならぬ。見るためには、やはり自治庁といふものは府県、市町村の財政を見ておるのではありませんから、同じような立場に立つて、やはり消防の仕事にしても国として財政的な協力をするために、自治省ができた場合には、やはりその中の外局として消防庁を置いて、そうしてできるだけ国が財政上の協力をするようないかにすることが望ましいんじゃないか。これを消防庁といふものを別個にして、警察庁につけるというふうな議論の方も一部あります。私は、そういう考へ方に反対なのであります。警察と協力をさせるためではないのであります。必要なことは財源措置でありますから、そういう意味におきましてはむしろ自治庁の方と連絡を密にするべきものと私は考へるのであります。消防施設税につきましてもは答申の次第もありまして、私もその考へ方には全く同意であります。できることならばこの国会にも消防施設税の創設をいたしたいといふことで、いろいろ

關係方面とも折衝もいたし、努力もいたして参つたのであります。またその実現の段階に至らなかつたことを私も残念に思つております。しかし、引き続き今後も消防施設税の実現につきましてもできるだけの努力をいたしまして、消防財源の確保に全力を尽したい。そして消防が市町村消防として独自の財源を持つてりつぱな仕事ができるように育成に協力していきたい、かように考へておるわけでありま

大切 問題に現在なつてきておるわけでございますが、これら消防施設の充実強化という面につきまして、昭和二十八年度に消防施設強化促進法が制定されて進んでおられますが、毎年度の予算額というものは相変らず伸びが少く、いふふりな効果を上げてきているかという事を一応お尋ねをしたい。さらに今後これの補助率を、今三分の一であるのを二分の一にすべきだというよりな審議会の答申もあつたように聞いておりますし、あるいはまた自治体消防の強化基準というものを国で定めまして、それまでに背伸びしなければならぬ部分につきましては、国が積極的にそういうものを援助してやるべきだ、こういうふうな答申もあつたように聞いておるわけでありまして、これらの問題について一つお考えをお聞きいたしたいと存じます。

○鈴木(逓)政府委員 現在の日本の消防力の状況は、消防の現状の本の中にも書いてありますが、大体われわれが考へている消防の基準の四割弱というふうな状況であります。これはかねがね私も消防強化十年計画を立てて、標準まで持っていきたいということで、数年来努力して参つたのでございますが、いづれにいたしましても財源の問題が一番隘路になるわけでありまして、従つて、先ほどお話のありましたように、消防の特定財源を創設して、安定した財源措置を求めればこの計画は達成できるわけでございます。現在のところ御承知のように遺憾ながらその計画通りには進んでいないという事で、今大体消防ポンプで例を申し上げますと、消防ポンプの寿命というものは

十年とわれわれは見えております。無理に使つて十五年、十五年になりますと非常に能率が減るものですから十年と見ておりますので、十年以上の計画というものはあまり意味をなさぬようなことになりまして、それで十年計画というものを立てておられますが、それが一方に財源の都合で思ふやうにいかないという事でございまして、先ほどお話がありましたが、結局、消防の特定財源を求めて財源的に安定することが第一の要件かと存じますが、現在では、やむを得ずわすかばかりの国庫補助を呼び水として従来数年間やつてきておるわけでございます。これでも相当な効果を現わしまして、この数年來相当消防施設が整備されてきております。ただ数から申しますと、大きな消防ポンプに換算いたしまして現在全国で七、八千台しかないでございまして、一万台ぐらひは不足といへるような実情でございまして、今後、先ほどお話がございましたような特定財源措置ということも考へあわせまして、消防強化のために努力していきたくと考へております。しかし、たといわずかな国庫補助でございまして、これが呼び水となり刺激となりまして、この数年来市町村の消防施設並びに消防の訓練が非常に行き届いて参りまして、統計でございしますが、火災の件数は――これは社会の生活状態がだんだん變つて参りまして火災の原因となる条件が多くなつて参つておりますので、火災発生件数は毎年ふえてきておるのでございしますが、火災の損害額、それから建物で申しますと、建物の焼損坪数はだんだん減つてきてお

る。特に三十二年度は相当に減つておるのでございしますが、引き続き三十三年度も、坪数におきましては、損害額におきましては減少をいたしております。これは氣象条件その他が著しく有利だったとは言えないと思ふのでございまして、ひつきやうこの数年來、こういう補助などによる消防の力の入れ方が強くなつて参つた効果として消防施設がだんだんと全面的に強化されてきたということ、それから消防職員、団員の消火技術能力というものが非常に強化された、向上したという事が一つの大きな原因であらうかと思つております。もちろん、一般の国民の火に対する警戒心なり、あるいは新しい科学、文化生活に対する知識がだんだん広まつてきたということも一つの大きな原因かと存じますが、こゝういったいろいろな補助金その他の施策によつて、消防が設備の点においても、また人的面においても、非常に全面的に強化されてきたその結果が、やはり統計上にはつきりと現われた。火災損害あるいは焼損坪数の減少という結果になつて現われているのじやなからうか、さう考へております。

○安井委員 今日時間がいふ過ぎましたので、この辺で一応打ち切りまして、次会に譲りたいと思ひますが、国家消防本部からの資料をお願いしたいと思ふのが一つあります。消防団員等公務災害補償責任共済基金法の基金の加入状況その他運営に關する資料を一つ御提出いただきたいと思ひます。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

〔参照〕
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)に關する報告書
〔別冊附録に掲載〕

地方行政委員会議録第十号中正誤

ページ	行	誤	正
五三	終り三	二十六億六千余万円	五十四億円
五五	三	いたしましたふりに	いたしましたふりに
六三	三	ことと思ふので	ことと思ふので
八五	三	なかなかきません。	なかなかきません。

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局